

## 《地域猫活動の申請スケジュール》

- ① 地域で話し合いを行い、地域住民の理解を得る。  
※3世帯以上のグループを組む必要があります。  
※話し合いの際、県や市の職員が制度のご説明等させていただきます。
- ② 市へグループ登録をする。  
※構成員名簿、猫管理表、グループ規約を準備してください。
- ③ 地域猫活動を行おうとする前年度の1月末までに、市へ要望書を提出する。  
※生活環境の状況、把握している問題、懸念される事項等、なぜ地域猫活動を実施する必要があるのかをまとめて下さい。(A4用紙1枚程度)
- ④ 4月中に、県から市へ地域選定通知がくる。(選考結果)  
※選考の結果、補助対象として選ばれない可能性もあります。  
(県の予算に対して、要望が上回るため)  
※選考された場合、4月から補助が出るようになります。
- ⑤ 手術、餌やり、トイレ管理等の活動を開始する。  
※地域選定された場合は、4月1日以降の活動に対して補助金が出ます。  
※領収書、手術済みであることがわかる写真を保管しておいて下さい。
- ⑥ 8月末までに交付申請書を市に提出する。  
※交付決定後に申請内容に変更があった場合は、2月末までに変更交付申請書を市に提出する。
- ⑦ 3月末までに、実績報告書を市に提出する。  
※⑥～⑦の間、何度か地元と市で書類のやりとりがあります。
- ⑧ 翌年度の4月中旬に補助金をお支払いします。  
※実績報告書や請求書の提出時期により、お支払日は前後します。

※地域猫活動の補助対象期間は、同地域において3年間が上限です。

(滅多にない例ですが、同一のグループが、以前活動した地域(A)とは異なる地域(B)で活動する場合は、新たに3年間補助対象となります。)

※補助額は、1年度あたり1地域に対して、不妊去勢手術に対する助成の経費として15万円、消耗品購入の経費として5万円です。

(令和5年度の交付要綱上の金額です。)